平成２２年（フ）第３６９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字宮島30番地505号
債務者　木戸　春代
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１４号
香川県高松市大工町２－３納田ビル302号、住民票上の住所宮城県仙台市泉区将監９丁目２番11―204号
債務者　赤間　秀人
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
鹿児島県指宿市湊２丁目４番10号
債務者　髙田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１０６９号
仙台市若林区沖野２丁目９番53号　ガーデンハウス沖野Ｂ―101
債務者　田村佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１７号
仙台市太白区八木山南１丁目２番地の５
債務者　小野寺康一
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３７号
仙台市太白区富沢３丁目19番19号　パルＷⅡ202
債務者　飯塚　克智
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３９号
仙台市泉区南中山２丁目15番地の10
債務者　雫石　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４４号
宮城県多賀城市高崎１丁目13番１―101号牛沢ハイツ
債務者　佐藤　主税
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５５号
仙台市宮城野区榴岡３丁目２番５―1401号
債務者　金高　裕也
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９３号
仙台市宮城野区福田町２丁目12番41号
債務者　土井　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１４号
仙台市青葉区八幡５丁目６番５―302号
債務者　森村　　敦
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
福島市飯坂町平野字西前原29番地の２
債務者　中川　時子（旧姓安斎）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
茨城県北茨城市華川町臼場326番地の38
債務者　池田　　満
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県北茨城市磯原町豊田1012番地２
債務者　鈴木　絹子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５４号
茨城県日立市諏訪町３丁目13番１―402号
債務者　藤田　博美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県北茨城市磯原町大塚410番地
債務者　大峯　悦男
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５９号
茨城県北茨城市磯原町大塚410番地
債務者　大峯　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　水戸地方裁判所日立支部